

第4次神奈川県ニホンザル管理計画の策定に向けた意見書

小田原市の野猿による被害は、主に早川及び片浦地区の農地等を活動域とするH群と主に大窪地区を活動域とするS群によってもたらされており、その被害は、年々深刻化している。

現在、H群は、早川及び片浦地区のミカン農家に甚大な被害を与えるほか、小田原市立片浦小学校やその通学路、JR根府川駅にもしばしば出没し、児童等へ威嚇を行うことから、通学の安全が確保できず、駅を利用する住民や観光客にも影響が出ている。

S群においても、小田原市立大窪小学校の通学路に頻繁に出没するほか、各地で人家侵入、菓子果物等の略奪、器物破損等を繰り返し、住民に多大な被害を与えている状況である。

このように、野猿が恒常的に市街地や通学路に出没しており、今まで行われてきた煙火や電動ガンによる追い払いはほとんど効果がなく、他に有効な手段もないため、精神的苦痛を訴える農業者や地域住民も少なくない。

対策の前提となる「第3次神奈川県ニホンザル保護管理計画」は、計画の目標の一番目には「地域個体群の安定的な維持」となっており、被害の軽減・根絶は二番目・三番目の目標になっているが、平成27年5月29日に「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」が改正施行され、これを受け「第3次神奈川県ニホンザル保護管理計画」は「第3次神奈川県ニホンザル管理計画」と名称が変更になったものの、その内容は前計画をそのまま引き継ぐもので、住民への被害を根絶する抜本的な対策は講じられない状況のままとなっている。

よって、神奈川県におかれては、今後行う「第4次神奈川県ニホンザル管理計画」の策定に当たっては、個体数削減、群れ捕獲も視野に入れた、地域の被害、実情に合った抜本的な対策が可能となる計画策定を要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年10月5日

神奈川県知事
黒岩祐治 様

小田原市議会議員